

令和7年度

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度(充給電システム)

刈谷市では、地球温暖化防止対策の一環として、住宅から再生エネルギー等を電気自動車等にご利用でき、自動車等が蓄えた電力を住宅の家庭用電力として利用できる充給電システムを設置した方に対して、一定の要件を満たす方に予算の範囲内で補助金を交付しています。

補助対象となるシステム

愛知県が実施する愛知県補助金の交付対象となるもの

- 1 一般社団法人 次世代自動車振興センターが指定した補助対象システムであること
- 2 未使用でリース品でないもの

補助を受けることができる方

市内に住所を有し(実績報告時までの転入も可)、市が賦課徴収する税金の滞納がなく、次のいずれかの要件を満たす方

- 1 自らが居住している市内の住宅にシステムを購入して設置する方
- 2 自らが居住する住宅を市内に新築する際に、システムを購入して設置する方
- 3 自らが居住する目的で、システムが設置されている市内の新築の建売住宅を購入する方

○補助金の交付は1棟につき1回。ただし、同一棟内に複数の世帯が居住し、それぞれの世帯が電力受給契約を締結する場合においては、世帯ごとに1回。

※2世帯住宅の方が、世帯ごとに1基ずつ(計2基)申請される場合は、事前に環境推進課までご連絡ください。

※上記1, 2の方は工事着工前に、3の方は売買契約後、住宅の引渡し前までに申請してください。

また、設置完了(引渡し)後、速やかに、かつ、令和8年3月31日までに実績報告を行うことが交付条件となります。

補助金の額

システムの設置に要した費用の範囲内で、上限5万円(千円未満の端数切り捨て)

※刈谷市の補助金額には愛知県からの補助金額が含まれています。

【問合せ先】

刈谷市役所 環境推進課 環境政策係

電話：0566-62-1017 (環境推進課直通)

FAX：0566-24-3481

E-mail：kankyo@city.kariya.lg.jp



補助金の受給手続きの流れ

※建売住宅は
異なります。

申請者

刈谷市役所
環境推進課

申請書

① 着工前に申請

添付書類

- (1) ◎工事請負契約書等のコピー
- (2) 規格等が確認できる書類(パンフレット等)
- (3) ◎設置場所の案内図

(約10日間)

※その他補助対象設備と同時の申請で、添付書類が同一の場合、
◎のついた書類の添付を一部とすることができます。交付決定
通知書

② 交付決定通知

※交付決定通知を受理してから着工してください。

計画変更
承認申請書

※申請内容を変更・中止する場合は事前に申請が必要

③ 年度内（令和8年3月31日まで）に設置完了

実績報告書

④ 設置完了後、速やかに、
かつ、年度内に実績報告

(年度内:令和8年3月31日まで)

請求書

添付書類

- (1) ◎領収書のコピー
- (2) 保証書のコピー等
- (3) 設置が確認できる写真(家の全景・設備)【カラー】
- (4) ◎マイナンバーの記載がない住民票の写し(コピー不可)

※その他補助対象設備と同時の実績報告で、添付書類が同一の場合、
◎のついた書類等の添付を一部とすることができます。

⑤ 実績報告の後、3～4週間後に振込み

※振込みに際して、通知はありません。

書類の作成に当たっては、各書類の「記入例」及び「添付書類の留意事項」を
必ずご確認ください。